

令和2年3月

お客さま 各位

大垣西濃信用金庫

「普通預金規定」の改定について

平素より、当金庫の業務運営に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和2年4月1日（水）付で「普通預金規定」を改定することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

今回の改定は、「未利用口座管理手数料の取扱い」に対応するものです。

記

1. 改定日

令和2年4月1日（水）

2. 主な改定内容

(1) 未利用口座管理手数料に関する事項

- ・未利用口座管理手数料に関する条項を「普通預金規定」に追加

(注) 令和2年4月1日（水）以降に開設いただいた普通預金口座に適用となります。

以上